

議案第 4 4 号

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業給水条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「者（）」の次に「法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の更新を受けないことにより失効した者を除く。」を加える。

第 3 0 条第 1 号中「第 7 条第 1 項の指定」を「法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をするとき、又は法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の更新」に、同条第 2 号中「占用書類作成及び」を「道路占用」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。